及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。第三条第一項において同じ。）にあっては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載があるものに限る。	
イ　戸籍謄本	
ロ　戸籍抄本	
ハ　住民票の写し	
ニ　住民票記載事項証明書	
ホ　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し	
三～五　（略）	三～五　（略）
（登録事項の変更の申請）	（登録事項の変更の申請）
第三条　獣医師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、申請書（第二号様式）に免許証及び次に掲げる書類のうちいずれかの書類を添え、登録免許税に相当する収入印紙を貼り付けてその日から三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。	**第三条**　獣医師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、申請書（第二号様式）に免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、登録免許税に相当する収入印紙をはり付けてその日から三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。
一　戸籍謄本	（新設）
二　戸籍抄本	（新設）
三　中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも住民基本台帳法第三十の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）	（新設）
四　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写し	（新設）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。